

病棟面会及び入館管理基準

1 目的

院内感染防止，病院内の安全管理及び入院患者の療養環境確保のため，病棟への入館及び面会に関し必要な事項を定める。

2 入館区分

病棟への入館は，次の場合に認める。

- (1) 入退院時の付き添い
- (2) 手術又は検査時の付き添い
- (3) 病院から来院を依頼した場合
- (4) 看取りその他治療上必要と認められる場合
- (5) 面会

3 受付方法

- (1) 病棟へ入館する際は，原則として1階受付で手続きを行う。
- (2) 受付時には，入館受付票への記載及び健康状態確認を行う。
- (3) 受付後は，入館許可シールを見やすい位置へ貼付する。

4 面会時間

- (1) 一般病棟 午後3時から午後5時まで
- (2) 救急病棟 正午から午後1時まで
- (3) 治療上又は病棟運営上必要がある場合は，病棟ごとに別に定める場合がある。

5 面会時の留意事項

- (1) 面会は1回15分程度とする。
- (2) 面会者は原則2人までとする。
- (3) 面会時はマスクを着用すること。
- (4) 大部屋患者との面会は原則ラウンジで行う。
- (5) 患者との飲食は行わないこと。
- (6) 発熱や呼吸器症状がある場合は面会できない。

6 その他

- (1) 感染症流行時は，病院の判断により面会制限を行う場合がある。
- (2) この基準に定めのない事項は，各病棟責任者の判断による。

この運用基準は，令和8年6月1日から施行する。